

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成22年11月26日(金)午後3時15分～午後5時30分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室(本館5階)

第3 出席者

(委員)五十音順,敬称略

浅海典子,石黒康仁,岩田泰子,逢坂恵理子,押切瞳,近藤昭一,
澤村恭正,高橋隆男,寺島隆之,成田喜達,仁田良行,林義亮,松野勉,
丸山征,森和雄

(事務担当者)

榊原広城,望月猛,金子いさを,太田雅夫,中橋章

(オブザーバー)

森高重久(部総括裁判官),工藤眞仁(次席家裁調査官),伴野幸子(家事次席書記官),守野芳弘(主任書記官)

第4 テーマ

成年後見制度の現状と課題について

第5 議事

- 1 新任委員(高橋隆男委員)の紹介
- 2 今回のテーマである成年後見制度の現状と課題について意見交換を行う前提として,DVD「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」の上映及び裁判所の後見事件担当者から補足説明があった。
- 3 意見交換(以下,委員,オブザーバー,事務局)
 - (1) DVDの上映や後見事件担当者の補足説明後の意見交換の際に,次のよう

な発言があった。

成年後見制度を利用しようとする高齢者・障害者の方などは、なかなか裁判所の窓口まで結びつかないことから、弁護士会では電話相談や地域包括支援センターへ弁護士を派遣し、講演や相談を積極的に行っている。裁判所でも法の日週間行事などを活用し、成年後見制度の広報を行っているようだが、成年後見制度を本当に必要としている人達にこの制度をいかに結びつけるのかということを見ると、裁判所が地域に出向き成年後見制度を広めて行かなければならないと感じている。

社会福祉協議会では、成年後見制度に関する相談を数多く受けているが、その中で感じたことを裁判所に報告すると、①成年後見制度の申立書については、裁判所のホームページなどでも入手できるが、高齢者・障害者の方には、同ホームページにアクセスすることが難しく、トップページから掲載ページにたどりつきづらい。基本的には、裁判所に取りに行くことになる。その場合に裁判所では、申立書を貰うだけなのに番号札を取り、しばらく待たされた上で、やっと交付されると聞いているので、もっと簡便にできないものか。また、窓口や電話で相談されてくる方の相談内容は、今回資料として配付された「成年後見人 Q&A」や「後見（保佐，補助）開始の申立ての手引」を見ながらということが多いので、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの成年後見制度に関する相談窓口のある関係機関の担当者にもそれらの資料を配布することを検討していただきたい。

②裁判所に相談した際、職員によって説明内容が若干異なることがあるという声がある。③後見人から後見事務についての相談が多く寄せられているので、特に親族の方が後見人になった場合には、裁判所や関係者などが事務支援を行う必要があるのではないかと。④ご本人が施設に入所している場合に、施設の職員の方から後見人の対応について「連絡が取れない」、「面会に来てくれない」、「契約書を返送してくれない」などの相談があるの

で、成年後見人に対する後見監督業務の在り方について検討を行う必要があるのではないかと。

- (2) 裁判所から委員に対し、「申立てのしやすさの工夫」という観点から意見聴取があり、これに対して、次のような意見等があった。

成年後見制度の事件数は、増加の一途を辿っており、本人が回復又は亡くなるまで後見人を監督する裁判所としては、今後どのように運用して行くのか、また成年後見制度を本当に必要な方にどのように伝えていくかを今後考えていく必要があると思う。

私は、参与員として成年後見制度の受理面接と後見監督を経験しているが、成年後見制度を利用しようとする方は、銀行の他に入所施設などで申立てを勧められる人が多いので、入所施設などについては、成年後見制度に対する理解が浸透していると感じている。また、この制度を周知徹底させるということならば、現場をよく知っている民生委員の方と連携することを考えてはどうか。

知的障害の方などが入所している施設などを、新しい制度である法人後見として活用していくことを考えてはどうか。

法人後見の制度を活用することについては、メリット・デメリットがあるので、その辺りも踏まえて、今後検討していかなければならないと思う。

私自身も実は成年後見制度に接したことがあるが、親族後見人などは、突発的な問題になかなか対応できない場合もあるので、裁判所から選任された弁護士等の第三者が後見人となるのが一番望ましいと感じた。

後見人を経験した友人の話では、「裁判所から後見監督人として司法書士が選任されたが、住宅関係の問題なども相談できて、非常に助かった。」と聞いているので、裁判所が事案によって適切な後見監督人を選任することは重要であると感じた。また、友人は病院にある成年後見制度のパンフレットを見て、初めて成年後見制度を意識したと聞いている。成年後見制

度を知らない方もいるので、今後も周知していく必要があると感じた。

裁判所が成年後見制度を本当に必要な方に広めていくことも重要だが、今後、成年後見制度を利用する方が増加することを考えると、裁判所はそれに対応できる制度や態勢を整えていく必要があると感じた。

今後の成年後見事件の処理に当たっては、いただいた御意見を参考にしていきたい。

第6 次回テーマについて

今回は、従前の委員の意見も踏まえ、「児童虐待防止関係に関する事項」をテーマとして取り上げることとなった。

第7 議事概要の作成について

今後の議事概要の作成については、委員から忌憚のない意見がより積極的に出されること等を目的として、簡潔な内容で作成されることについて委員の了解が得られた。

第8 次回期日について

各委員と日程調整した上、後日、お知らせすることとなった。